

(資料 1)

防衛駐在官の派遣状況

(平成16年1月1日現在)

地域	派遣国	人員	備考	地域	派遣国	人員	備考
アジア	インド	1(陸)		欧州	スウェーデン	1(陸)	ラトビア兼轄
	インドネシア	1(海)			セルビア・モンテネグロ	1(陸)	
	シンガポール	1(海)			ドイツ	1(陸)	
	タイ	1(陸)			ルルウェー	1(海)	
	大韓民国	3(陸1、海1、空1)			フィンランド	1(陸)	エストニア兼轄
	中華人民共和国	3(陸1、海1、空1)	モンゴル兼轄		フランス	1(空)	
	パキスタン	1(陸)			ベルギー	1(空)	
	フィリピン	1(空)			ポーランド	1(空)	
	ベトナム	1(陸)			ロシア	3(陸1、海1、空1)	CIS9ヶ国兼轄 ²
	マレーシア	1(陸)			中東	アフガニスタン	1(陸)
ミャンマー	1(陸)		イスラエル	1(空)			
大洋州	オーストラリア	1(海)		イラン		1(陸)	
北米	アメリカ合衆国	6(陸2、海2、空2)		サウジアラビア		1(海)	
				シリア		1(陸)	
欧州	イタリア	1(海)	アルバニア、マルタ兼轄	トルコ	1(海)		
	ウクライナ	1(空)		アフリカ	エジプト	1(陸)	
	英国	1(海)			代表部	国際連合日本政府代表部	1(陸)
	オーストリア	1(陸)	1	軍縮会議日本政府代表部		1(空)	
	オランダ	1(陸)					

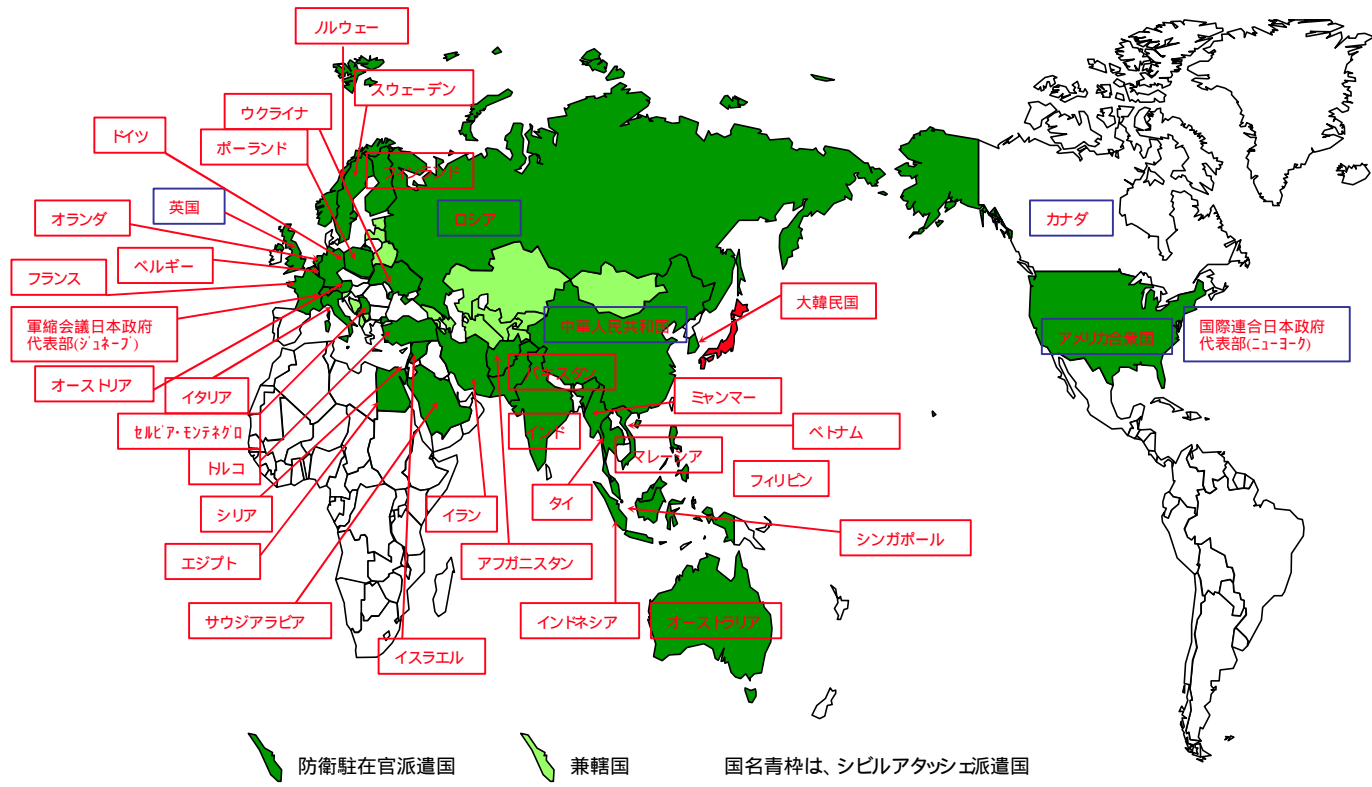
合計 34大使館 2代表部 47名(陸22名、海13名、空12名)

1 オーストリア派遣者は、スロベニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国を兼轄。

2 CIS9ヶ国とは、アゼルバイジャン、アルメニア、グルジア、ベラルーシ、ウズベキスタン、カザフスタン、タジキスタン、トルクメニスタン及びキルギスである。

注 上記のほか、英、米、加、中、露の計5ヶ国の大使館及び国連代表部に、いわゆる「シビル・アタッシュェ」を派遣。

防衛駐在官の派遣状況



防衛駐在官に関する覚書

(資料 3)

新覚書 (平成 15 年 5 月 7 日)	旧覚書 (昭和 30 年 8 月 8 日)
<p style="text-align: center;">防衛駐在官に関する覚書</p> <p style="text-align: right;">防衛庁副長官 赤城 徳彦 外務副大臣 矢野 哲朗</p> <p>防衛情報の収集にあたり、防衛駐在官は重要な役割を果たしている。近年、国際社会において、テロや大量破壊兵器の拡散、地域紛争等の安全保障上の様々な脅威が顕在化し、不確実性が増している状況の下、我が国の在外公館において、防衛情報がタイムリーに収集され、迅速に外務本省への報告、及び、防衛庁への伝達が行われる必要性はますます高まっている。</p> <p>以上の観点を踏まえ、防衛庁と外務省は、昭和 30 年 8 月 8 日付け「防衛庁出身在外公館勤務者の身分等に関する外務事務官、防衛庁次長覚書」を改定し、防衛駐在官に関し、当分の間、下記のとおり了解する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 在外公館に勤務する防衛庁出身の外務事務官が自衛官の身分を併せ保有する場合は、自衛官の階級を呼称し、その制服を着用することができる。(以下、当該外務事務官は防衛駐在官という。)</p> <p>2. 防衛駐在官は、他の在外公館勤務者と同様に外務大臣及び在外公館長の指揮監督に服する。</p> <p>3. 防衛駐在官が行う本邦との連絡通信についても、上記 2. のとおりとする。また、外務省は、両省庁間の合意に基づき、防衛駐在官が起案するいわゆる防衛情報を、防衛庁に自動的かつ確実に伝達する。</p>	<p>防衛庁出身在外公館勤務者の身分等に関する外務事務次官、防衛庁次長覚書</p> <p>在外公館に勤務する防衛庁出身の外務事務官に対し自衛官の身分を併せ保有せしむる場合における同人の身分、服務等の取扱につき下名等は左記のとおり了解する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 在外公館に勤務する防衛庁出身の外務事務官が自衛官の身分を併せ保有する場合は、自衛官の階級を呼称し、その制服を着用することができる。</p> <p>2. 右外務事務官は、防衛庁設置法、自衛隊法等の規定にかかわらず、身分上及び職務上、もっぱら外務大臣及び在外公館長の指揮監督に服する。</p> <p>3. 右外務事務官は、防衛庁との直接通信を行わず、且つ、独自の暗号を使用しない。</p> <p>4. 右外務事務官のため防衛庁は、独自の予算を配布しない。</p> <p style="text-align: right;">昭和三十年八月八日</p> <p style="text-align: right;">外務事務次官 門脇 季光 防衛庁次長 増原 恵吉</p>